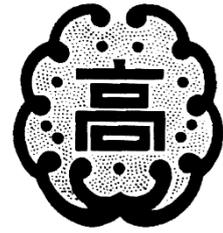


生徒手帳（電子版）

北海道浜頓別高等学校



目 次

1. 学校教育目標
2. 目指すべき生徒像
3. 学校沿革
4. 校歌
5. 教務規定（抜粋）
6. 図書館利用規程
7. 校則
8. 部等対外試合参加規程（抜粋）
9. 出場審査規程（抜粋）
10. 生徒会規約
11. 賞罰規定（抜粋）
12. 応援歌
13. 日課表

記録欄（紙版のみ掲載）

- | | | |
|----------|---------|--------|
| ・予定表 | ・住所録 | ・時間割 |
| ・定期考査時間割 | ・教科の先生 | ・健康の記録 |
| ・時刻表 | ・連絡・証明欄 | |

注意

1. 生徒手帳は常に携帯すること。
2. 校則、生活心得は、生徒として守らなければならない事項であるから、よく読んで、守るように努力すること。
3. この手帳を紛失した際はH R担任を通じて再交付を願い出ること。

1. 学校教育目標 (R05. 2. 16)

校訓「厚情」「自律」「愛郷」のもと

- 1 多様な価値観を認め、物事の本質を見極める力を養う
- 2 困難を克服して自己実現を図ろうとする強い心を養う
- 3 協働してよりよい社会や新たな価値観をつくる資質を養う

2. 目指すべき生徒像 (生徒三是) (R05. 2. 16)

- 1.寛容で、思慮深い人
- 2.志を立て、気概を持って行動する人
- 3.郷土を愛し、未来を創る人

3. 学校沿革

昭和 25 年 4 月 1 日 北海道稚内高等学校浜頓別分校
(定時制課程) 設置認可

6 月 10 日 開校式挙行

昭和 26 年 4 月 1 日 北海道浜頓別高等学校設立認可

7 月 1 日 校章制定

昭和 29 年 4 月 1 日 全日制課程設置認可

普通科 2 学級募集

6 月 25 日 校舎新築工事着工

昭和 31 年 7 月 31 日 校舎新築落成

昭和 32 年 3 月 31 日 北海道に移管

昭和 33 年 4 月 1 日 定時制課程廃止

12 月 1 日 校旗制定

昭和 35 年 2 月 26 日 校歌制定

9 月 21 日 創立 10 周年記念式典挙行

昭和 36 年 9 月 15 日 グラウンド整地工事完成

昭和 37 年	7 月 16 日	商業科特別教室建築に着工
	10 月 21 日	商業科特別教室落成
昭和 38 年	4 月 1 日	全日制課程商業科設置認可 商業科 1 学級募集
昭和 41 年	11 月 10 日	商業科特別教室増築落成
昭和 45 年	9 月 11 日	創立 20 周年記念式典挙行
昭和 47 年	3 月 31 日	屋内体育館その他改築工事完成
昭和 49 年	3 月 22 日	格技場新築工事完成
昭和 54 年	11 月 27 日	北海道教育実践表彰受賞
昭和 55 年	9 月 7 日	創立 30 周年記念式典挙行
昭和 62 年	10 月 18 日	校舎改築落成記念式典挙行
平成 2 年	4 月 1 日	文部省高等学校学習習熟度別研究校の指定を 受ける 女子生徒の制服改定
平成 3 年	4 月 1 日	男子生徒の制服改定
平成 11 年	3 月 4 日	宗谷管内「北海道教育実践研究成果」応募校 奨励表彰受賞
	4 月 1 日	二学期制導入
平成 12 年	9 月 30 日	創立 50 周年記念式典挙行
平成 15 年	3 月 11 日	屋内体育館竣工
平成 16 年	2 月 2 日	柔剣道場竣工
	2 月 27 日	宗谷管内教育実践表彰受賞
平成 18 年	4 月 1 日	普通科 1 学級減
平成 19 年	4 月 1 日	普通科 1 学級増
平成 21 年	5 月 23 日	春季善行表彰受賞
	11 月 11 日	北海道青少年顕彰受賞
	11 月 30 日	内閣府社会貢献青少年表彰受賞
平成 22 年	2 月 22 日	宗谷管内教育実践特別表彰受賞
	3 月 31 日	全日制課程商業科閉科

	4 月 1 日	普通科 1 学級減
平成 23 年	4 月 1 日	普通科 1 学級増
平成 24 年	4 月 1 日	道立高校間連携開始（北海道枝幸高校との間で）
平成 26 年	4 月 1 日	普通科 1 学級減
平成 27 年	4 月 1 日	普通科 1 学級増
平成 28 年	6 月 1 日	「北海道高等学校学力向上実践事業」協力校の 指定を受ける（平成 28～30 年度）
平成 30 年	4 月 1 日	文部科学省「人権教育推進事業」の指定を受ける
平成 31 年	4 月 1 日	普通科 1 学級減
令和 2 年	4 月 1 日	普通科 1 学級減 創立 70 周年
令和 3 年	4 月 1 日	普通科 1 学級減

4. 校歌

作詞 時雨 音羽 作曲 佐藤 長助

M. M. ♩ = 92

- 1 あけゆく丘に 萌え出る草の
いのちの青よ 母校の窓よ
希望の光 輝き充ちて
進む文化の ゆくてをひらく
風かおるこの空 高鳴るこの胸
- 2 湖呼べば 珠文の山は
応えてきょうも 間近にのぞく
涯（はて）なき道を 究めよ友よ
明日を克ちとる 心をみがけ
栄（はえ）あるこの道 花咲くこの丘
- 3 斜内山道 打つ波清く
北に名あり 母校の庭よ
ああ新雪も かがやき匂い
試練に堪えて のびゆくわれら
なつかしの山川 浜頓高校

The musical score is written in G major (one sharp) and 4/4 time. It consists of three systems of music, each corresponding to a verse of the lyrics. The first system includes a treble clef, a key signature of one sharp, and a tempo marking of M.M. ♩ = 92. The lyrics are written below the notes. The second system continues the melody and includes dynamic markings like *mf* and *f*. The third system concludes the piece with a double bar line.

5. 教務規程（抜粋）

第4章 単位の履修・修得、進級・卒業の認定

（履修の定義）

第29条 履修とは、教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動について、その目標を達成すべく積極的に参加することをいい、本校の教育課程によって定められた教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動を全て履修しなければならない。

（認定の方法）

第30条 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位履修及び修得の認定は、認定会議の審議を経て校長が行う。

（各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修の認定条件）

第32条 各教科・科目の履修の認定は、次の各号をともに満たしたときに行う。

- (1)各教科・科目の出席時数が、標準授業時数の50%以上であること。ただし実授業時数が標準授業時数を上回った場合は、これを標準授業時数と見なす。
- (2)各教科・科目の目標に到達すべく、積極的に授業に参加していると認められること。

2 総合的な探究の時間の履修の認定は、次の各号をともに満たしたときに行う。

- (1)総合的な探究の時間の出席時数が、実施時数の50%以上であること。
- (2)総合的な探究の時間の目標に到達すべく、積極的に学習活動に参加していると認められること。

（各教科・科目及び総合的な探究の時間の修得の認定）

第34条 各教科・科目の単位修得の認定は、次の各号をともに満たしたときに行う。

- (1)履修の認定がなされていること。

(2)成績評定が「2」以上であること。

(3) 原則として標準授業時数の80%以上の出席があること。

2 総合的な探究の時間の単位修得の認定は、次の各号をともに満たしたときに行う。

(1)履修の認定がなされていること。

(2)年間の指導計画に従って学習活動を行い、その成果が総合的な探究の時間のねらいに照らして満足できると認められること。

(3) 原則として実施時数の80%以上の出席があること。

(追認)

第35条 履修が認定された教科・科目及び総合的な探究の時間のうち、次の各号に該当する場合は、単位の修得を留保し、前期で終了する教科・科目については10月末日までに、それ以外の教科・科目については当該学年末までに追認の機会を与えることができるものとする。

(1) 修学の意欲が充分ありながら、やむを得ない事情（長期入院およびそれに関わる療養や通院、その他身体的・精神的不調に起因するもの等）により、欠席率が教科・科目においては標準授業時数、総合的な探究の時間においては実施時数の、それぞれ20%を超え、配慮が必要なものとして認められた場合。

(2) 当該学期において単位修得の認定がなされた科目の単位数と、それ以前に単位修得がなされた科目の単位数、これ以降に履修予定の科目の単位数の合計が、第40条の(2)を満たす見込みのある場合。

(3)成績評定「1」により単位修得の認定が留保された教科・科目数が4科目以下の場合。

(4) その他、校長が認めたもの。

(進級の認定条件)

第39条 進級の認定は、年度末ごとに生徒が次の各号を全て満たしたときに行う。

(1)当該学年において履修した全ての教科・科目及び総合的な探究の時間の

履修が認定されていること。

(2) 修得を認定された教科・科目の単位数の累計と、これ以降に履修予定の科目の単位数の合計が、3年間で74単位以上となること。

(3) 当該学年における特別活動の履修が認定されており、活動の成果が十分であること。

(卒業の認定)

第40条 卒業の認定は、第3学年末までに、次の各号を全て満たしたときに行う。

(1) 第3学年において履修した全ての教科・科目及び総合的な探究の時間の履修が認定されていること。

(2) 修得した教科・科目の単位数の合計が3年間累計で74単位以上であること。

(3) 第3学年における特別活動の履修が認定されており、活動の成果が十分であること。

(原級留置)

第41条 進級または卒業が認定されなかった者は原級留置とし、当該学年の全教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の全てを再履修しなければならない。ただし、再履修した学年の進級または卒業認定の際には、前年度の出席時数、評定及び総合的な探究の時間における活動の成果を考慮することができる。

第5章 評価・評定

(各教科・科目の評価・認定の時期)

第42条 各教科・科目の学習活動の評価は各学期末にその学期についてのみ行う。評定は学年末に年間を通じて総合的に行う。ただし、前期で終了する教科・科目については前期末に評定を行う。

(各教科・科目の評価・評定の方法)

第43条 各教科・科目の学習活動の評価・評定は、定期考査、特別考査、実技・実習、課題、主体的に学習に取り組む態度等、平素の学習活動全般を資料とする評価に基づいて、総合的に行うものとする。

(各教科・科目の評価・認定の基準)

第45条 各教科・科目の観点別学習状況は、当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価して記入する。

実現状況	評 価
十分満足できるもの	A
おおむね満足できるもの	B
努力を要するもの	C

2 各教科・科目の評価・評定は、当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を総合的に評価して、5段階で表示して記入する。

目標達成度	評 定
十分満足できるもののうち、特に程度が高いもの	5
十分満足できるもの	4
おおむね満足できるもの	3
努力を要するもの	2
努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低いもの	1

(考査の種類および実施時期)

第47条 考査は、次の各号によるものとする。

(1)定期考査：第1学年、第2学年は前期2回、後期2回行う。

第3学年は前期2回、後期1回行う。

- (2)特別考査:教科・科目担当者が必要により随時一斉もしくは個別に行う。
- (3)追考査 : 定期考査をやむを得ない理由で受けなかった者に対して行う。
- (4)追認考査:本規程第35条各号に該当する生徒に対して行う。

(定期考査の実施要領)

第50条 定期考査の実施にあたっては、教務規定細則に定める受考心得および定期考査の監督要領による。

(欠席者の取り扱い)

第51条 傷病、特別欠席、出席停止など正当な理由により考査を欠席した場合については、教務部が定める期間に追考査を受けるものとする。ただし、やむを得ず追考査を受けることのできない生徒については、平素の学習活動全般から得られる資料にもとづき、総合的に評価・評定を行うものとする。

(不正行為に対する処置)

第53条 不正行為とは、教務規定細則に定める行為をいう。

2 不正行為に対する措置は、次の通りとする。

- (1)不正行為の当該生徒については、その時間で考査を打ち切り、ホームルーム担任、教務部および生徒指導部へ連絡し、適切な指導を行う。
- (2)不正行為の当該科目および以後の科目の得点を零点とする。

第6章 出欠席

(出席停止・忌引等)

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合は、年間授業日数から差し引く。

- (1) 忌引の場合
- (2) 学校保健安全法第19条による出席停止の場合
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の場合
- (4) 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席し

た場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

- (5) 転入学のために要する旅行の場合
- (6) 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の場合

(忌引日数)

第55条 生徒の忌引日数は、死亡の事実を知った日から算定して次の通りとする。

- (1)父 母 7日
 - (2)祖父母・兄弟姉妹 3日
 - (3)その他の親族 1日
- 2 2親等までの法要は1日とする。
- 3 以上の各項のために要する往復の旅行日数は、別に加算する。

(特別欠席)

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合は、特別欠席として取り扱い、出席日数に参入するが、当該教科・科目および特別活動は欠課とする。

- (1)本校の「対外行事参加規程」に従って参加する場合
- (2)本校生徒を代表して葬祭等の行事に出席する場合
- (3)学校が認めた進学・就職に直接関わる受験等の進路活動に要する日の場
- (4)その他、特別な理由により出席できないことを校長が認めた場合

教務規定細則 定期考査の実施について

第1章 定期考査の実施について

1. 定期考査は原則として中間考査・期末考査とも、1日3科目以内で実施する。
ただし追考査を除く。
2. 考査一週間前から考査終了時までを考査準備週間および考査期間とし、次のことに留意する。

- (1)生徒は、基本的に放課後速やかに下校し、学習に専念すること。
- (2)原則として部局活動（対外練習試合等を含む）を含む放課後の活動を制限する。ただし、公式試合が近日に予定されているなど特別の事情がある場合は、所定の手続き（該当生徒名や理由、活動の概略などを書面にまとめ校長の許可を得る）を行い、職員にもその旨連絡するものとする。
- (3) 座席については、2列以上に分け、廊下側から出席番号順に着席させることを基本とする。

考查期間中は机の中には物を入れさせず、カバン等は開始前に椅子の下に置かせるか、教室後方に置かせるようにする。

考查に必要なものは鉛筆、消しゴム、定規その他担当教師から指示のあったものとし、下敷き、筆入れは原則として使用させない。

考查時間中の筆記用具等の貸借は禁止する。

考查時間中、防寒のためひざ掛け等を使用する場合、事前に考查監督に申し出て許可を得るようにする。ティッシュ等の使用についても同様とする。

考查時間中の答案の提出、もしくは退席は原則として認めない。

遅刻の場合、その時間内であれば受考を許可する。この場合、残りの時間が少なくとも得点は有効とし、考查も出席扱いとする。

指定された教室外の受考は認めない。途中で体調が悪くなった場合は、受考時間が短くても、それまでの答案を有効とし、出席扱いとする。

不正行為とは、消しゴム、鉛筆などの貸し借り。ひとりごとや騒音など、他人に迷惑を掛けること。他の者と話をしたり連絡をとること。配布されない用紙、教科書、ノート、携帯電話等を見ること。他の者の答案を見たり交換すること。その他、監督者に従わないことをいう。

第2章 追考查の実施について

1. 追考查は、定期考查をやむを得ない理由（出席停止・忌引・特別欠席あるいは傷病等で通院が確認された場合など）で欠席した生徒に対して後日または予め行う考查である。

6. 図書館利用規程

(図書館の利用)

第1条 本校の職員および生徒は、この規程に従って図書館を利用することができる。

2 上記以外の者が図書館を利用する時は、原則として校長の許可を得なければならない。

(開館日)

第2条 日曜日、土曜日、祝日、学校休業日、その他特別の事由ある日を除き、平日は毎日開館する。

2 休業日のうち夏季、冬季、学年末の休業時における開館は、その都度これを定める。

(開館時間)

第3条 平日は、昼食休憩時と放課後15時15分から16時50分までとする。

2 休業日は貸出日を設けて行う。時間は、その都度定める。

(館内閲覧)

第4条 書架より帯出して館内の机上で自由に閲覧できる。読後は取り出した位置に分類記号順を間違わぬように、確実に返納すること。

(館外閲覧)

第5条 館外貸し出しの手続きは、次のとおりとする。

(1)館外貸出の際は、貸出係にブックカードを提出する。

(2)帯出冊数は、1人1回3冊とする。

(3)次の図書は帯出することができない。貴重図書、事典、辞典類、年鑑、指定参考書、臨時指定の図書、雑誌類。

- (4) 帯出期間は、帯出日および返却日をふくめて1回7日間とする。ただし、休業日は次の貸出日までとする。
- (5) 帯出期間内に貸出係に申し出て1回だけ延長することができる。
- (6) 帯出図書の返却が、理由なくして帯出期間を過ぎた時は、返却後1週間は図書の貸出を禁止する。
- (7) 帯出中の図書は、理由の如何を問わず、他人にまた貸しをしてはならない。
- (8) 帯出者が帯出図書を紛失し、またはき損し、もしくは甚しく汚損したときは、原則として同一図書で弁償しなければならない。ただし、代価（金銭）をもって弁償することもできる。

(館内心得)

第6条 次の心得を厳守しない場合は直ちに退室を命じることもある。

- (1) 館内では常に静粛にし、他の閲覧者に迷惑をかけること。
- (2) 館内では飲食を禁止する。
- (3) 館内で清潔、整頓を保つようにし、特に鉛筆の削り屑、紙屑の始末には十分留意すること。
- (4) 館内では常に品位を保つように心がけること。

7. 校 則

1. 登下校について

- (1)登下校の際は、交通法規を遵守し交通事故に十分気をつける。
- (2)自転車通学者については次の事項を遵守することとする。
 - ア 自転車通学をしようとするものは、所定の手続きをするものとする。
 - イ 自転車は定期的に整備すること。
 - ウ 自転車使用期間は4月から11月とする。
使用期間にあっても、路面凍結や積雪があった場合は自転車通学しないこと。
- (3)列車やバス等での通学をする生徒は、乗車マナーを守り、一般客等に迷惑をかけない。

2. 交友・礼儀等について

- (1)交友については、互いの人格を尊重し明朗健全であるように心がけること。
- (2)校内外を問わず、教職員・保護者等にあった場合はあいさつをすること。
- (3)生徒相互間にあってもあいさつをすること。
- (4)生徒相互間での金銭の貸借はしないこと。

3. 服装・頭髪・装飾品等について

- (1)制服については次の事項を遵守すること。
 - ア 男女とも本校指定の制服を着用すること。
 - イ 男子はブレザー左襟、女子はブレザー左襟およびベスト左胸にクラス章をつけること。
 - ウ 夏季略装は6月から9月までとし、ブレザーは着用しなくてもよい。
 - エ 制服の改造は認めない。
- (2)頭髪については次の事項を遵守すること。
 - ア 男女とも端正な髪形を心がけること。
 - イ 男女とも染色や脱色、パーマ等の加工を禁止する。

(3)装飾品については次の事項を遵守すること。

ア 男女ともピアスやネックレス、指輪等の装飾品を身に付けることを禁止する。

イ 化粧やマニキュア・ネイルアート・エクステンション等の着用は禁止する。

(4)その他

ア 履物については本校指定の運動靴とする。

イ 体育や体育的行事の際は、本校指定のジャージを着用すること。

ウ 定められた服装以外のものを着用する場合は、異装届を提出し許可を受けること。

エ その他に関しては、服装等規程細則を参照すること。

4. 所持品について

(1)自己の所持品のすべてのものに学年・組・氏名を明記し、保管に責任を持つこと。

(2)学校生活に不必要な物品・金銭等を持参しないこと。学校への納金は朝のSHR後、すみやかに担当教諭に提出すること。

5. 校内生活について

(1)教室では整理整頓に心がけ、換気につとめること。

(2)校内での食事は所定の場所で行うこと。

(3)授業の準備は休み時間に行い、移動等は速やかに忘れ物をしないようにすること。

(4)掃除当番は各自責任を持って清潔にこころがけ、掃除用具は所定の位置に整理整頓すること。

(5)登校後は校地外にでないこと。

(6)集会や各行事には秩序ある速やかな行動を心がけ、静粛につとめること。

(7)校内に在籍できる時間は7：30から19：00とする。

ただし、その他で定められた時間以降も残る場合はホームルーム担任また

は部活動顧問の承認を受けることとする。

(8)携帯電話の使用に関しては別に定める携帯電話に関する申し合わせを遵守すること。

(9)校内の自動販売機は昼休みおよび放課後の使用に限ることとする。

6. 校外生活について

(1)校外生活について、次の行為は認めない。

- ア 未成年の立入りを禁じている飲食店や遊戯場等に入入りすること。
- イ 成人向け映画および成人向け興業物の観覧をすること。
- ウ 飲酒・喫煙・有機溶剤等の吸引・使用
- エ 暴力や脅迫行為、または疑われる行為
- オ 窃盗・万引き、または疑われる行為
- カ その他社会的に認められていない行為
- キ これらの行為があった場合、別に定める規程により懲戒が加えられる。

(2)外出については次の事項を遵守すること。

- ア 高校生である自覚と責任を持った行動を心がけること。
- イ 夜間の外出はなるべく避け、帰宅時間は22時までとする。
- ウ 外出・外泊の際は、保護者の了解を得ること。

7. 自動車運転免許取得について

(1)自動車運転免許取得は一定の条件下で認める。自動車運転免許取得について次の事項を遵守すること。

- ア 自動車運転免許取得を希望する者は所定の手続きをするものとする。
- イ 本校で実施される運転免許取得事前指導を受けること。
- ウ 自動車学校は10月1日からとし、入校日は誕生日の1ヶ月前を過ぎていること。
- エ 原則として進路が決定・内定していること。
- オ 自動車学校受講は授業時間中および考査期間、考査準備期間認めない。その他、本校の指示があるときは受講を認めない。

- カ 自動車運転免許取得したものはすみやかに学校に報告するものとする。
- キ その他に関しては、自動車運転免許取得規程細則を参照すること。

8. アルバイトについて

- (1)アルバイトに従事する者は、所定の手続きをするものとする。
- (2)平日の授業日・土曜日・日曜日・祝祭日のアルバイトに関して、原則禁止とするが、次の事項に関しては許可する。
 - ア 新聞配達
 - イ 経済的に困難な家庭であり、学校で許可された場合（特別アルバイト）
ただし、特別アルバイト基準・確認事項の範囲内とする。
- (3)夏季・冬季休業中は10日以内、学年末休業は7日以内に限り許可する。
- (4)3学年に限り、家庭学習期間内は許可する。

9. 下宿について

- (1)下宿をする場合、または、下宿を変更する場合は、保護者の承諾書を添え、ホームルーム担任に届け出ること。
- (2)下宿生は、次の条項を厳守すること。
 - ア 友人を自室に宿泊させないこと。
 - イ 友人同士で部屋の貸借をしないこと。
 - ウ 平常日は一般生徒を立ち入らせないこと。土曜日・日曜日（休日）は18時までとする。
 - エ 登校日以外の外出の時は、施錠し家主へ連絡すること。

10. その他

- (1)校内の施設・工具等が無断で持ち出したり、破損・落書き等をしないこと。
- (2)欠席・遅刻・早退の場合は保護者から担任へ連絡すること。
- (3)校外において事故があった場合には、ただちに学校に報告することとする。
- (4)次の場合においてはホームルーム担任および担当教諭に届出て、校長の許可を得ること。

- ア 校内外において集会を催す場合。
- イ 校内外において諸掲示および文書を配布する場合。
- ウ 校外における諸団体に加入する場合。またそれらの主催する諸行事に参加する場合。
- エ 校外においてライブ活動を行う場合。
- オ 長期休業中に生徒同士でキャンプ・遠距離旅行・サイクリング・登山等を行う場合。

8. 部等対外活動参加規程（抜粋）

（総則）

第1条 大会出場とは本校教育活動発表の場として、高体連、高野連、高文連および教育関係団体機関の主共催する大会に参加することをいう。

（承認）

第2条 遠征の承認に当たっては原則として遠征予定一週間前までに大会要項等の関係書類、対外活動参加許可願、保護者承諾書等をもって係を経て校長の承認を得るものとする。

（資格）

第3条 大会に出場できるものは、当該部局活動および同好会（以下「部等」という）に所属するものとする。

2 校長が特に出場をみとめた生徒についてはその限りではない。

第4条 出場審査規程は別に定める。

（合宿、練習試合等）

第10条 部等は平素と違う環境下で精神および技術等の向上を目的に合宿、練習試合等を行うことができる。

2 合宿、練習試合等の承認に当たっては原則として遠征予定一週間前までに開催要項等の関係書類、対外活動参加許可願、保護者承諾書等をもって係を経て校長の承認を得るものとする。

3 部等が合宿、練習試合等を行う場合は長期休業中および休日とする。一度の合宿につき4泊5日を上限とし、原則通年で7日を超えないものとする。また、合宿地の範囲は片道350km以内とする。

9. 出場審査規程（抜粋）

1. 本規程は、公式競技に出場する本校生徒の出場資格を審査することを目的とする。
2. 本校生徒の出場できる公式競技は次のとおりとする。
 - (1)高体連、高野連および高文連主催の地区大会並に全道、全国大会。
 - (2)前項に準ずるもの。
 - (3)校長が特に出場を認めたもの。
7. 次の各項に該当する生徒は原則として出場を認めない。
 - (1)学業成績が不良で、進級の見込みがないと認められたもの。
 - (2)平常の行動が本校の生徒として好ましくないと認められたもの。
 - (3)委員会において特に不適當と認められたもの。

出場審査規程（細則）

1. 公式競技とは、高体連・高野連・高文連主催および国体等、公式の地区大会・全道・全国大会をいう。
2. 前期末の評定で「1」が3つ以上の者は後期中の公式試合の参加は認められない。
3. 服装・頭髪・遅刻・早退・欠席・学習態度等、日常の基本的態度を重視する。

10. 生徒会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は北海道浜頓別高等学校生徒会と称する。

(構成)

第2条 本会は北海道浜頓別高等学校の全ての生徒をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は本校教職員の指導のもとに、ホームルームを基礎とし、生徒の自主的精神に基づいて活動を促進し、生徒相互の親睦と福祉を図り、学校生活を充実させるとともに、それらの活動を通じて社会生活に必要な公民としての資質や精神を養うことを目的とする。

(会員の権利)

第4条 本会の会員は、役員改選に関する選挙権・被選挙権並びに、生徒総会の議事における投票権を有する。

第2章 組織

(各機関)

第5条 本会には次の各機関をおく。(別表4)

- | | |
|-----------|------------|
| (1)生徒総会 | (2)代議員会 |
| (3)執行部 | (4)専門委員会 |
| (5)監査委員会 | (6)選挙管理委員会 |
| (7)外局 | (8)部および同好会 |
| (9)ホームルーム | |

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 長 1名 (2)副会長 2名
- (3)書 記 1名 (4)会 計 2名

(選出)

第7条 前条に示された役員は、全校生徒による直接選挙によって選出される。

- 2 本会役員選挙は、別に定める「選挙細則」に基づいておこなう。

(任期)

第8条 本会役員任期は、10月1日に始まり翌年の9月30日に満了する。

- 2 欠員の生じた場合は、その都度選挙を行う。
- 3 旧役員は新役員決定後、速やかに事務引継を行わなければならない。

(役員兼務)

第9条 本会役員は、この規約に定められた他の一切の役員および委員と兼務することはできない。

(任務)

第10条 本会役員任務は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3)書記は文書事務に関する業務を処理する。
- (4)会計は経理等の会計業務を処理する。
- (5)専門委員長は各専門委員会の業務を統括する。

(解任)

第11条 会員は、別に定める「選挙細則」に基づき、本会役員を解任することができる。

第4章 各機関の構成

(生徒総会)

第12条 生徒総会は全校生徒をもって構成する。

(代議員会)

第13条 代議員会は各ホームルームで選出されたホームルーム委員長1名によって構成する。

(執行部)

第14条 執行部は本規約第6条によって示された6名をもって構成する。

(各専門委員会)

第15条 生活専門委員会は各ホームルームで選出された男女各2名ずつの委員によって構成する。

- 2 体育専門委員会は各ホームルームで選出された男女各2名ずつの委員によって構成する。
- 3 保健専門委員会は各ホームルームで選出された2名の委員によって構成する。

(監査委員会)

第16条 監査委員会は代議員会で推挙され、会長の委嘱を受けた2名の監査委員によって構成する。

(選挙管理委員会)

第17条 選挙管理委員会は各ホームルームで選出された2名の委員によって構成する。

(外局)

第18条 吹奏楽局は希望者によって構成する。

2 ボランティア局は有志の生徒によって構成する。

(部・同好会)

第 19 条 部および同好会は希望者によって構成する。ただし、別に定める条件を満たさなければならない。

(ホームルーム)

第 20 条 ホームルームはクラス全員をもって構成する。

第 5 章 生徒総会

(役割)

第 21 条 生徒総会は本会活動の最高議決機関である。

(審議及び議決内容)

第 22 条 生徒総会は次の事項を審議・議決する。

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 部および同好会の全般に関すること。
- (5) 役員解任に関すること。

(開催時期)

第 23 条 生徒総会は年 1 回(4 月を原則とする)常会として開催することとし、会長がこれを召集する。

- 2 代議員会において出席代議員の 3 分の 1 以上の賛成を得たとき、または会員の 3 分の 1 以上の署名により発議されたときは、臨時に生徒総会を開かなければならない。

(定足数)

第 24 条 生徒総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

- 2 前項の規定にも関わらず、出席数が 3 分の 2 に満たない場合は流会とし、その日から 1 週間以内に再度会長が生徒総会を召集する。
- 3 3 年生の家庭学習後の期間においては、1・2 年生を全会員数とみなす。

(議長団)

第 25 条 生徒総会の議事運営は、会員の中から選出された議長 1 名副議長 1 名の議長団によって行う。

- 2 議長団は、生徒総会の秩序を維持し、議事を整理する。なお、議事進行に著しく妨げのある場合は、退場を命ずることができる。
- 3 議長団は総会終了後、その任を失う。

(議決)

第 26 条 生徒総会の議決は、規約の改正に関する議案を除き、出席者の過半数の賛成をもって可決する。

- 2 可否同数と認められたときは、議長の裁決による。

(議事録)

第 27 条 生徒総会の審議内容は、全て議事録として残しておかなければならない。

- 2 議長団の指名により、執行部の書記 1 名が、生徒総会での議事録記録人となり、生徒総会終了後、議長団と議事録の確認を行なったうえで、執行部が議事録を保存する。
- 3 会員からの請求があった場合、執行部は議事録を公開する。

第 6 章 代議員会

(役割)

第 28 条 代議員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、会長がこれを召集する。

2 執行部員は必ず出席しなければならない。

(審議内容)

第 29 条 代議員会は次の事項について審議・決定する。

- (1)生徒総会の議案に関する事。
- (2)生徒会行事の計画とその運営に関する事。
- (3)各機関並びに各ホームルームから提案された事項に関する事。
- (4)部および同好会に関する事。
- (5)役員解任に関する事。
- (6)その他生徒会活動に関する事。

(開催時期)

第 30 条 代議員会は生徒総会の前には必ず開かなければならない。

- 2 会長が必要と認めた場合、もしくは代議員の 4 名以上の要求があった場合は、臨時に代議員会を開かなければならない。

(定足数)

第 31 条 代議員会は代議員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

- 2 やむを得ない理由によって代議員の出席ができない場合は、議長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(議事運営)

第 32 条 代議員会の議長は執行部の会長が行う。

- 2 議事録は執行部の書記が整理・保存する。

(議決)

第 33 条 代議員会の議決は出席者の過半数をもって可決とする。

- 2 可否同数と認められたときは、議長の裁決による。
- 3 生徒総会に関する議案以外の決定事項については、会長はすみやかに各

ホームルームに伝え、その執行に当たる。

第7章 執行部

(任務)

第34条 執行部は本会の全ての活動の企画・立案・運営に当たる最高執行機関であり、会長がこれを代表する。

2 前項の任務を遂行するため、具体的に執行すべき業務を下記のように定める。

- (1)生徒総会および代議員会での決議事項の執行
- (2)予算案の作成と予算の執行および決算報告書の作成
- (3)活動方針案および事業計画書の作成とその執行
- (4)規約改正案の作成
- (5)活動に必要な具体案の作成とその執行
- (6)その他の事項

第8章 各専門委員会

(任務)

第35条 各専門委員会は各部門ごとの活動を担当し、その原案の審議・運営に当たるとともに、その経過および結果を代議員会および生徒総会に報告しなければならない。

(生活専門委員会)

第36条 生活専門委員会は、校内外の規律の維持および校内各種行事への援助等を担当する。

(体育専門委員会)

第37条 体育専門委員会は、体育関係行事の原案の審議・運営を担当する。

(保健専門委員会)

第 38 条 保健専門委員会は、校内外の美化および会員の健康管理等を担当する。

(各専門委員会の役員)

第 39 条 各専門委員会では、委員の互選により、委員長および副委員長を各 1 名選出する。

第 9 章 監査委員会

(任務)

第 40 条 監査委員は、生徒会の各種事業や予算執行および決算が適正に行われているかどうかを監査する。

(監査時期)

第 41 条 監査委員は生徒会役員改選後最初に行われる代議員会で、本規約第 16 条にのっとり会長から委嘱される。

2 監査委員は、当該年度末に、執行部から提出のあった諸帳簿等を監査し、翌年度春の定期生徒総会の席上でその結果を報告する。

3 会員の 3 分の 1 もしくは代議員の 3 名以上から監査請求があった場合は、監査を行わなければならない。

第 10 章 選挙管理委員会

(任務)

第 42 条 選挙管理委員会は別に定める選挙細則によって、本会に関する一切の選挙事務を行う。

(役員)

第 43 条 委員の互選により、選挙管理委員長を 2 名選出する。

(他の委員との兼務)

第 44 条 選挙管理委員は、生徒会及びホームルームを問わず、一切の役員およ

び委員と兼務することはできない。

第 11 章 外局

(目的)

第 45 条 外局は会員に対する奉仕機関であり、執行部の管轄下におかれ、生徒会行事推進のための活動をする。

(任務)

第 46 条 直接会員に奉仕する機関として、次の外局をおく。

(1)吹奏楽局 各種行事や学校教育活動において
演奏活動にあたる。

(2)ボランティア局 有志を募り、各種ボランティア活動に従事する。

(役員)

第 47 条 外局には、局員の中から互選により局長 1 名、副局長 1 名以上および会計担当者 1 名以上をおかななければならない。

(顧問)

第 48 条 外局には、本校教員による 1 名以上の顧問をおき、局員はその指導に従わなければならない。

(加入)

第 49 条 外局への加入は会員の自由とするが、ボランティア局を除き、他の外局や部および同好会への重複加入は認めない。

(登録)

第 50 条 外局への加入および脱退は、本規約第 5 6 条の規定を準用するものとする。ただし、その際「部」を「局」と読み替えるものとする。

(校外での活動)

第 51 条 外局が校外での活動を行う場合は、部と同じ扱いとする。

第 12 章 部局および同好会

(目的)

第 52 条 部局および同好会（以下「部等」という）は、共通の関心や趣味をもった会員をもって構成し、各々の能力を十分に伸長させ、会員個々の全人格的人間形成を目指すことを目的とする。

(役員)

第 53 条 部等には部員の互選により、部長 1 名、副部長 1 名以上および会計担当者 1 名以上をおかなければならない。

(顧問)

第 54 条 部等には、本校教員による 1 名以上の顧問をおき、部員等はその指導に従わなければならない。

(加入)

第 55 条 部等への加入は会員の自由とするが、ボランティア局を除く 2 つ以上の部等および外局への重複加入は認めない。

(登録)

第 56 条 部等への加入は「入部届け」用紙の提出をもって登録することにより認められる。

- 2 前項により登録していない者による諸活動は、本会の部等の活動と認めない。
- 3 加入の登録は生徒総会前までの定められた期間に行うことを原則とする。
- 4 部等から脱退する場合は「退部届け」用紙の提出をもって登録が抹消される。

(同好会の成立)

第 57 条 同好会は、会員名簿・活動計画書・役員名簿・顧問名の書かれた設立申請書を代議員会に提出し、同好会の設立を代議員会に申請することができる。

- 2 代議員会は前項の申請があったときは、人数・予算・設備・活動場所・顧問を考慮して審議し、その可否を総会に提案しなければならない。
- 3 同好会は生徒総会の議決によらなければ設立を認めない。

(同好会の部への昇格)

第 58 条 同好会としての活動が 1 年以上継続し、かつ選手が 5 名以上在籍している場合代表者は部への昇格を代議員会に申請することができる。

- 2 代議員会は前項の申請があったときは、人数・予算・設備・活動状況を考慮して審議し、その可否を総会に提案しなければならない。
- 3 部は生徒総会の議決によらなければ設立を認めない。

(部の同好会への降格)

第 59 条 生徒総会前までの定められた期間終了時点で、選手が 4 名以下となった場合、同好会へ降格する。

(廃部)

第 60 条 部等は次の場合に廃部とする。

- ア 年度末（3 月 3 1 日）の時点で部員数が無いとき
- イ 活動内容、活動状況が不良なとき
- ウ 特別な事情があり生徒総会で議決されたとき
- エ 本校教員による顧問を欠いたとき

(規程)

第 61 条 部等は必要に応じて規程を設けることができる。

第13章 ホームルーム

(位置づけ)

第62条 ホームルームは、クラス全員をもってこれを構成し、生徒会活動を推進する基本単位である。

- 2 ホームルームは執行部から送付された問題その他の必要事項について討議し、その意志を代議員会を通して伝える。

(役員)

第63条 ホームルームには次の役員をおく。

- (1) ホームルーム委員長 1名
- (2) ホームルーム副委員長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 司書委員 2名
- (6) 珠文制作委員 2名

(任務)

第64条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) ホームルーム委員長

ホームルームを代表し、ホームルーム活動の運営を図る。また、代議員として代議員会に出席する。

- (2) ホームルーム副委員長

ホームルーム委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその代行をする。

- (3) 書記

ホームルーム活動の記録および資料の保管

- (4) 会計

ホームルーム内の会計処理

- (5) 司書委員

図書室、進路指導室の運営に関すること

(6)珠文制作委員

珠文の制作に関すること。

(委員)

第 65 条 ホームルームから各専門委員・選挙管理委員（以下「委員」という）として本規約第 15 条・第 17 条に定められた委員を選出しなければならない。

(任期)

第 66 条 ホームルーム役員及び委員の任期は、選挙管理委員を除いて半期とし、前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。珠文制作委員の任期は後期とする。

2 役員や委員に欠員が生じた場合は、その都度選出しなければならない。

第 14 章 会計

(会計)

第 67 条 本会の会計は会員の納付する入会金・会費およびその他の収入によってこれに当てる。

(会費)

第 68 条 会員は以下に定める所定の額を、定められた期間において定められた方法により納入しなければならない。

入会金：¥1,000 会費（年額）：¥18,000

2 会費は生徒総会の議決によらなければ増減することはできない。

(会計年度)

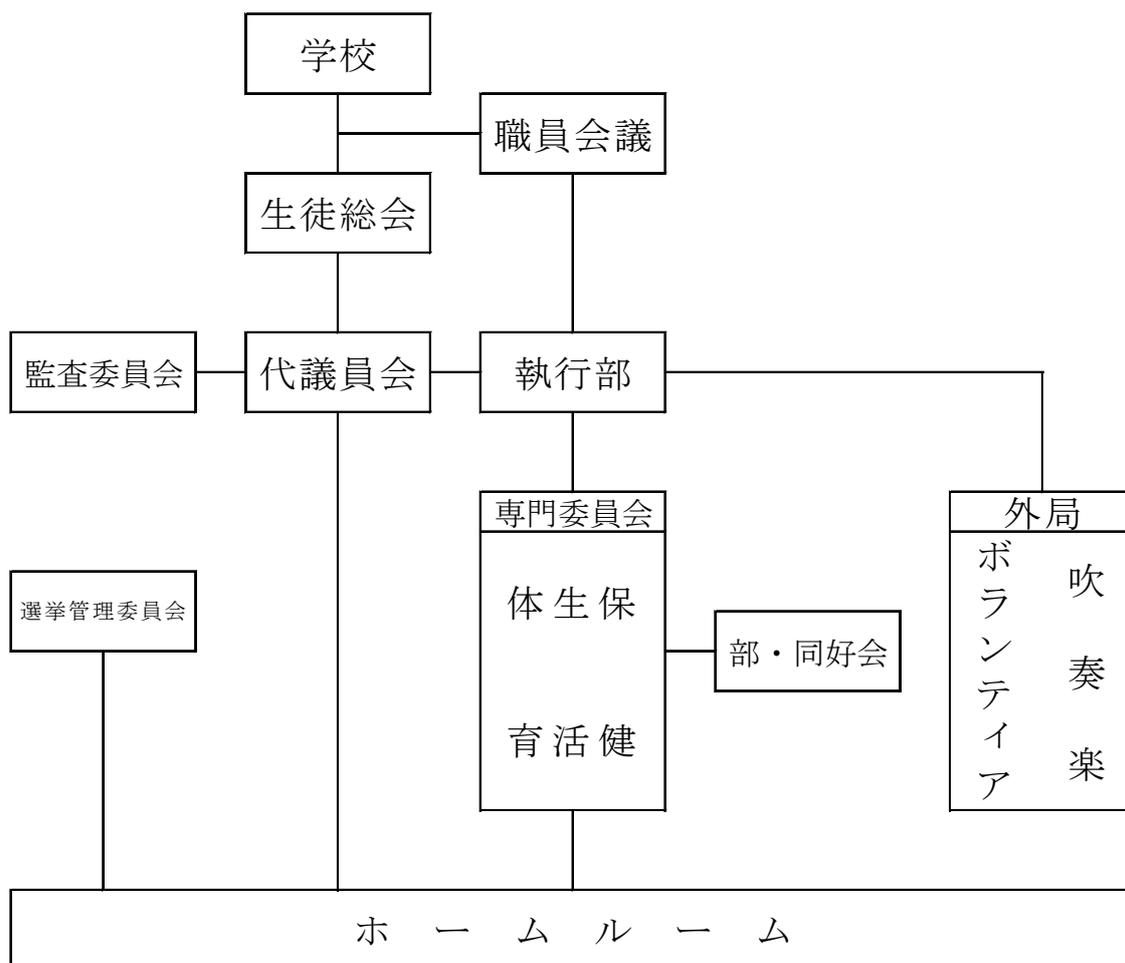
第 69 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 章 補則

(規約改正)

第 70 条 この規約の改正については、代議員会の審議を経たあと、総会において全会員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

別表 4 (第 5 条関係)



11. 賞罰規程（抜粋）

第1章 表彰

（目的）

第1条 この規程は、本校生徒として模範となる生徒を表彰し、全校生徒の志気の高揚を図ることを目的として定める。

（賞の種類及び対象）

第2条 賞の種類および表彰を受ける生徒は、次のとおりとする。

(1)皆勤賞 各年度または3か年間における皆勤者とは、次の条件のすべてを満たした者をいう。

- ア 各年度または3か年間において欠席・遅刻・早退がないこと。
- イ 各教科・科目の欠課がないこと。ただし、特別欠席、忌引、懲戒以外の出席停止による欠課はこの限りではない。
- ウ 懲戒による出席停止がないこと。また、特別指導を受けてないこと。

(2)精勤賞

ア 各年度における精勤者とは次の条件のすべてを満たした者をいう。

- (ア) 欠席日数が1日以内であること。
- (イ) 各教科・科目の欠課時数が6時間以内であること。ただし特別欠席、忌引、懲戒以外の出席停止による欠課はこの限りではない。
- (ウ) 遅刻・早退の合計が10回以内であること。
- (エ) 特別指導を受けていないこと

イ 3か年間における精勤者とは、次の条件を満たした者をいう。

- (ア) 3か年間の皆勤者を除き、各年度すべて皆勤または精勤を受けていること。

令和4年度入学生の卒業時まで適用

(3)珠文賞

- ア 母校の歴史と伝統を自覚させ、スポーツ・文化分野における活動意欲を高め、その向上をはかることを目的とする。
- イ 各分野における成績が優秀で、3年間を通じて顕著な活動をおさめ、か

つ、品行方正な生徒個人や部局活動等の団体に対し賞を与える。

(ア) 3年連続対外的な成績を残さなければならない、という意味ではない

(イ) 団体とは、正式な選手や出場者だけでなく、その成果をおさめるのに寄与し、影響が大きいと判断される補欠やマネージャーも含めることができる。ただし、授賞式（卒業式）は、代表者がこれを行う。

(表 彰)

第3条 前条の表彰は、3カ年皆勤・精勤賞[※]及び珠文賞については卒業時、その他は、その学年末において表彰状を授与して行う。

※令和4年度入学生の卒業時まで適用

(表彰の決定)

第4条 珠文賞を受ける生徒の決定は、次の項で定める選考委員会で選考の上、職員会議を経て校長が行う。

珠文賞選考委員会は、総務部長、教務部長、生徒指導部長、各学年主任、部活動顧問の代表（運動・文化分野から各1名）および教頭で構成し、必要に応じて開催する。なお、1・2年生の予定者についての確認も行う。

選考委員会は必要に応じて開催し、その審議は、総務部長が進行する。

(表 彰)

第5条 本賞の表彰は、校長が行う。

(規程の変更)

第6条 規程の変更は、選考委員会の審議による。

第2章 懲戒

(目 的)

第7条 この規程は、生徒の本分にもとる行為等があった場合、これに反省を与えるとともに、生徒の行動に主体性を持たせることを目的としたものである。

(懲戒)

第9条 懲戒を分けて、訓告、停学および退学の三つとする。

(1)訓告 次の各号のいずれかに該当する生徒には訓告を命じる。

- ア 特別な指導を繰り返し行っても、改善されない者
- イ 社会的法令違反で、その程度が重度と判断される行為を行った者
- ウ その他訓告処分が相当と判断される行為を行った者

(2)停学 生徒が学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは懲戒処分とし、停学を命じる。

(3)退学 次の各号のいずれかに該当する生徒には退学を命じる。

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- イ 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- ウ 正当な理由がなく出席が常でない者
- エ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(懲戒の決定)

第10条 校長は、懲戒処分を決定するにあたり、生徒および保護者に対して、
弁明の機会を与えなければならない。

(特別な指導)

第11条 下記の行為について次の各項の定めに従い特別な指導を行う。

特別な指導は、家庭指導、登校指導および訓戒指導とする。

- ア 飲酒・喫煙・有機溶剤の吸引等。
- イ 暴力およびこれに類する行為。
- ウ 脅迫及び恐喝。
- エ 窃盗およびこれに類する行為。
- オ 定期考査における不正行為。
- カ 校具・備品等の無断持ち出し。
- キ 列車・バス等の無賃乗車、定期券の不正使用、列車妨害等。
- ク 交通違反。

ケ その他社会的秩序に反する行為をした場合。

12. 応援歌

作詞 松井 修

作曲 川内 八郎

- 第1 1 怒濤逆まく オホーツクに
我ら浜高健児あり
愛する我らの浜甲に
輝く不滅の栄冠を
- 2 若さみなぎる健闘と
正義を愛するわが勇士
これぞ我らの誇りとぞ
高き理想の伝統を
- 3 純朴風にたなびきて
はえある名誉の伝統を
作りし勇士 北海の
浜高健児 我らなり

作詞 越後谷幸夫

作曲 不詳

- 第2 1 東海けって 日はおどる
ぐれんの炎 うちに見て
熱血たぎる 若人の
覇気高らかに こだまする
- 2 かのマラソンの戦場を
血汐の中に走りたる
勇士の誉 そのままに
只 栄冠われにあり

13. 日 課 表

S H R	8 : 30 ~ 8 : 40	昼休み	12 : 45 ~ 13 : 20
1 校時	8 : 45 ~ 9 : 35	5 校時	13 : 20 ~ 14 : 10
2 校時	9 : 45 ~ 10 : 35	6 校時	14 : 20 ~ 15 : 10
3 校時	10 : 45 ~ 11 : 35	S H R	15 : 10 ~ 15 : 15
4 校時	11 : 45 ~ 12 : 35		